

お話を聴いて名古屋城問題を考える

古瀬 敏（静岡文化芸術大学名誉教授）

ISOでの国際標準作成に長く参加しているが、現在進行中のものが歴史的文化財建造物などのアクセシビリティに関するものである。先日行われた名古屋城復元とバリアフリーについての市民討論会で差別的発言が飛び出して議論になっているが、まさに問題の本質を示していると思うので意見を述べる。

歴史的に貴重なものは保存すべきだという主張は20世紀初頭ごろから議論され、1964年のヴェニス憲章で宣言されている。このころのアクセシビリティ（バリアフリー）の議論は、ふつうの建築物を使えないのをどうするかの話であったから、歴史的文化財にどう対処するのかはまだ意識されていなかった。1990年代当初のころは、そばまで行けないならば脇にレプリカをつくって体験してもらうか、映像で提示するか、というのが障害者のための代案であったと記憶している。

しかし、国連障害者の権利条約によって、前提条件が大きく変化した。じつはヨーロッパでは保存されている歴史的建造物のかなりの割合は現役の建築物として利用されていて、その場合は訪問者だけでなくスタッフの側にも障害者がいるのを前提にせざるを得ない。訪問者だけを考えれば受付部分などごく一部分をバリアフリーにすれば済むのだが、恒常的に滞在するスタッフがいると、可能な限りなんとかしなければならない（さすがに屋根裏や機械

室の一部は除外するとしても)。

現在ではバリアフリーとして整備すべき内容は多岐にわたっていて、車いす対応だけでなく、視覚・聴覚・発達障害などすべてに課題があるのだが、物理的な構造体として考えれば、やはり車いす対応がもっとも困難である。それでも、エレベーターなどの上下移動手段をどうにかして設置する努力は積み重ねられているし、さりげなく対応しているなどさまざまな実例もある。

そうした現実を無視している名古屋城復元の最大の虚構は、端的に言えば壮大なレプリカづくりにすぎないということだ。

実大規模で人が過去の様子を追体験できるということなのだが、実際には構造と防火とは現行の法規での安全水準が要求されるので、史実そのままにはなり得ない。バリアフリーも同様に法規で求められているのだから、それを除外する明確な論拠はない。歴史的建造物については緩和規定が設けられているが、それは現存している建築物に適用されるべきものというのが素直な解釈であろう。人命にかかわるものではないから法規無視でも押し切れるとするのは安易な発想に過ぎない。残念なことに、この人命にかかわるか否か（しかもその判断が一部の専門家に委ねられてしまっていること）が、現在のわが国では錦の御旗になってしまっているのだ。命にかかわることだ、と主張された途端にすべてがストップする場面を何度繰り返して目撃しただろうか。一方でこれによってリスクを冒す権利を奪われているこ

ともにも注意を喚起しておきたい。

かりに復元を容認するとしても税金は使うべきではない、というのが私の主張。昔通りの名古屋城を見てみたいという人がクラウド・ファンディングに賛同して基金が集まれば復元できるだろう。税金を使うべきでない理由は、一部の納税者は最初から見ることから排除されているだけでなく、いずれそのうちにと思っているうちに歳を取って最上階天守に登れなくなる高齢者予備軍もたくさんいるからだ。20年ほど前、50歳代半ばで国宝松本城の最上階に上った経験からしてこれは断言できる（今だったら、両手で必死になって支えて登れるかどうかやや怪しい）。あと20年くらいすると、団塊世代は全員90歳代、団塊ジュニアが高齢者に加わる。彼らがそんな将来のことまで考えているとは信じがたいが、考えていなくても冷酷な現実が待ち構えている。

なぜ市民討論会であんな差別発言が堂々となされたか。それは市長の本心を代弁したからだ。過去の経緯や発言をずっとたどれば、少数者の戯言など無視すればいい、天守最上階まで階段で歩いて上れる人間のほうが多数なのだから、しかも彼らは私に投票してくれたのだからという多数決信仰の思い上がりが浮かび上がってくる。

注) 1970年代の後半には、火災時の障害者の生命安全担保の議論はすでになされていたことを付記する。